

令和8年度

生徒の心得

〔生徒手帳〕

東京都立山崎高等学校

目 次

目次	1
教育目標(スクール・ミッション、教育目標、スクール・ポリシー)	2
校章・校章の由来	3
校歌	4、5
時程表	6
警報発令時の登校について	7
学校生活のきまり	8
保健室について	13
スポーツ振興センターへの加入	13
出席停止となる感染症一覧	14
経営企画室のきまり	15
諸届一覧	16
生徒会会則	17

教 育 目 標

1 スクール・ミッション

互いの人権を尊重し、協力しあいながら、志を高めて自ら学びに向かおうとする姿勢を養うことを教育目標とし、自己肯定感を高めるといった教育活動を通じて、変化する社会に柔軟に対応する力を培い、共に挑戦し続ける生徒を育成する。

2 教育目標

・ユネスコスクールとして ESD の推進拠点となる持続可能な教育実践に取り組み、自らの行動に自信をつけさせ自己肯定感を高める教育活動を通じて、生徒一人一人が変化する社会に柔軟に対応する力（知識・技能・思考力・判断力・表現力・コミュニケーション力）を培い、共に挑戦し学び続ける心身の構えが身に付いた生徒を育成する。

・生徒の心身の安全と秩序の維持を最優先した教育活動を通して、（敬愛）互いの人権を尊重し、（協働）協力し合いながら、生徒一人一人が将来の夢や希望をかなえるために、（克己）自分の弱さを克服し、（高志）志を高めて自ら学びに向かおうとする姿勢を養い、18 歳成年年齢を踏まえた立ち居振る舞いができる主権者を育成する。

3 スクール・ポリシー

（1）グラデュエーション・ポリシー

・生徒一人一人が将来の夢や希望をかなえるために「基礎知識」「基本的生活習慣」の育成をめざす。

「基礎知識」の到達目標は、生徒同士の学び合いの時間や振り返りの時間を重視した「学びたくなる授業」をとおして、知識や技能だけでなく思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を高めさせて授業外学習等、学び続けられるようにする。「基本的生活習慣」の到達目標は、全ての教育活動をとおして、挨拶や身だしなみ等、マナーや時間を守るなどの習慣の獲得、決められた法律、法規、ルールやマナーの厳守に加え、委員会活動を重視し、自らの与えられた仕事、役割の遂行ができるようにして 18 歳成年年齢に相応しい主権者を育成する。

・生徒一人一人が将来の夢や希望をかなえるために「創造力」「表現力」「課題発見力」の育成をめざす。

「創造力」の到達目標は、様々なことに興味・関心をもち、その内容について自ら考え、案を提示することができるようにする。「表現力」の到達目標は自己の考えや意見等を工夫して表現（記述・発表など）し、自分の考えなどを伝達することができるようにする。「課題発見力」の到達目標は自分自身や自分の置かれた状況を把握し、課題を発見ができ、自分や周囲の現状を把握し、その原因の分析・評価・改善が図れるように育成する。

・生徒一人一人が将来の夢や希望をかなえるために「社会性」「主体性」「実行力」の育成をめざす。

「社会性」の到達目標は集団の中で他者とコミュニケーションが図れること、お互いの考えの違いを受け入れ、会話や議論に向き合うことができるようにする。「主体性」の到達目標は与えられた状況や条件、指示、役割に従って課題解決に向けて自分事として関わるができること、その中で先頭に立ってリーダーシップを発揮して課題に関わるができるようにする。「実行力」の到達目標は計画・行動の遂行ができるようにする。

（2）カリキュラム・ポリシー

・教科主任を中心とした教科会と担任団の連携により、生徒の適性に応じたきめ細かい学習指導を行い、ゼロ時間目や習熟度別授業、習熟度別クラス、選択授業、長期休業期間等の補習・講習等をとおして、基礎学力及び応用力を身に付けさせる。

・教科主任会を活用し、ICT機器の活用やアクティブ・ラーニング的手法（平成 30・31 年度推進校）を活用し、教師が生徒に教え込む授業ではなく、生徒同士が学び合う時間や振り返る時間を重視して「思考力・判断力・

表現力」の育成を図る。また、教科・科目ごとにシラバス（年間指導計画）を生徒に明示して、生徒が主体的に計画し、学習到達度を把握させるとともに、生徒自らが授業規律の厳守と学力向上を図れるようにさせる。

（3）アドミッション・ポリシー

本校はユネスコスクールとしてESDに取り組み、「18歳成年年齢に相応しい主権者の育成」をスローガンとして、探究学習と委員会活動を重視し、全ての教育活動を通して、4つの校訓である克己（自己のもつ弱さを克服する力）・高志（自分を高めようとする意志）・敬愛（お互いを大事にする優しさ）・協働（協力し合い助け合う姿勢）を身に付ける高い意欲をもった生徒の入学を期待します。 1 法律、規則、ルールの厳守やマナーや身だしなみ等の立ち居振る舞いを大切にして、規律ある行動ができる生徒 2 探究学習や委員会活動等、学校生活を中心に過ごす意欲の強い生徒 3 委員会活動や学校行事等、帰属意識をもって、自分たちごととして自ら進んで活動できる生徒 4 地域交流やボランティア活動等に積極的に参加し、リーダーシップのある生徒 5 国際社会に積極的に参加しようとする意欲のある生徒 *特に推薦選抜においては、上記の項目に加え、コミュニケーション能力に優れ、物事の本質を考え、判断し、表現できる生徒

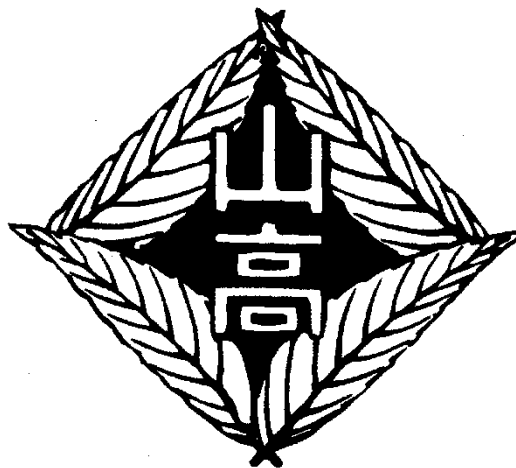
○基礎・基本を重視した授業と授業改善を推進し、基礎学力の定着とともに、応用力・実践力を身につけさせ、生涯にわたり学習する意欲と態度を育てる。

○行事や部活動を含む全ての教育活動をとらして、何事にも忍耐強く努力し、規範意識と公共心に富み、社会貢献できる、行動力のある人間を育成する。

○豊かで平和な文化を創造する担い手として、社会の変化を適性に判断し、主体的に行動する人間を育成する。

○地域社会との交流を深めるとともに、学校行事を積極的に公開し、地域に根ざす開かれた学校にする。

校章



校章の由来

40万都市町田市の「市木」は「けやき」である。「けやき」はニレ科の落葉喬木で、大きいものは高さ30m、径2mに達し、その真直ぐにそびえ立つさまは、すくすくと伸びゆく若者の象徴としてふさわしい。

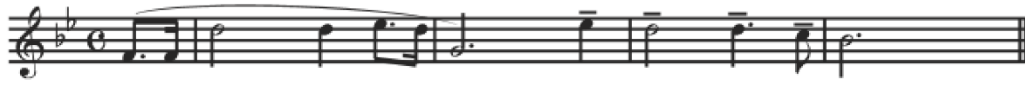
校章は、四枚のけやきの葉をバックに「山高」に二文字が鮮明に配されている。各々の葉は上向きに、力強く成長する様子を示しており、本校の校訓である「克己」と「高志」をあらわす。さらに、四つの葉のつながり合うさまは、「敬愛」と、心の通いあう「協働」の精神を示している。

（デザイン 田代勇氏）

東京都立山崎高等学校校歌

中里 富美雄 作詞
 穴戸 睦郎 作曲
 四野 見和 敏 編曲

(前奏)



mp 堂々と荘重に



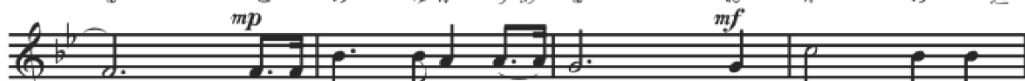
ひ かり ゆ た か に そ ら ひ ろ
 み ど り き や か に 富 士 遊 一



く 多 摩 の や ま な 一 み 照 一 り 映 ゆ 一
 く な く に や ま 一 に か 一 ぜ わ た 一



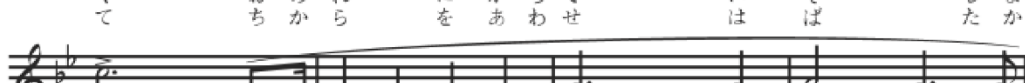
る こ の か ぐ わ し き る ま 一 な び 舎
 る こ の ゆ か り あ る お 一 か の 辺



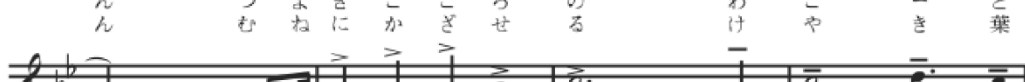
に 高 一 志 を い だ き た ゆ み な
 に 敬 あ い の ね 一 ん つ ち か 一



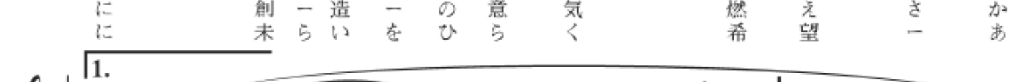
く お の れ に か ち て い そ ば し た
 て お か ら を あ わ せ は ば 一 た か



ん つ よ き こ こ ろ の わ こ 一 ど
 ん む ね に か こ ぎ せ る け や き 葉



に 創 一 造 一 の 意 気 燃 え さ か
 に 末 ら い を ひ ら く 希 望 一 あ



る (間奏)



り や ま さ き 高 一 校 わ が 母 こ う

東京都立山崎高等学校校歌

作詞 中里富美雄

一、光ゆたかに 空ひろく

多摩の山なみ 照り映ゆる

このかぐわしきまなび舎に

高志を抱き^{いだ} たゆみなく

己に克ちて いそしまむ

つよき精神^{こころ}の若人に

創造の意気 燃えさかる

二、緑さやかに 富士遠く

七国山に 風わたる

この由緒^{ゆかり}ある 丘の辺^へに

敬愛の念 つちかいて

ちからを合わせはばたかむ

胸にかざせる けやき葉に

未来を拓^{ひら}く 希望あり

山崎高校 わが母校

時 程 表

	平常授業 50分時程	短縮授業 40分時程	定期考査
登 校	8:30	8:30	8:30
SHR	8:40	8:40	8:40
第 1 時限	8:50～9:40	8:50～9:30	9:00～9:50
第 2 時限	9:50～10:40	9:40～10:20	10:10～11:00
第 3 時限	10:50～11:40	10:30～11:10	11:20～12:10
第 4 時限	11:50～12:40	11:20～12:00	最終日は LHR あり
昼休み	12:40～13:25	12:00～12:45	
第 5 時限	13:25～14:15	12:45～13:25	
第 6 時限	14:25～15:15	13:35～14:15	
SHR 清掃	15:20～	14:20～	
下 校	17:00	17:00	16:00

警報発令時の登校について

●通常授業の日

1 午前6時の判断

- ・午前6時の時点で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が出ていない場合
→通常授業
- ・午前6時の時点で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が出ている場合
→自宅待機

2 午前8時の判断

- ・午前8時の段階で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が解除されている場合
→3時限目からの授業
- ・午前8時の段階で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が出ている場合
→自宅待機

3 午前10時の判断

- ・午前10時の段階で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が解除されている場合
→5時限目からの授業
- ・午前10時の段階でも町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が出ている場合
→終日自宅学習

●定期考査の日

1 午前6時の判断

- ・午前6時の時点で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が出ていない場合
→通常通り考査を実施
- ・午前6時の時点で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が出ている場合
→自宅待機

2 午前10時の判断

- ・午前10時の段階で町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が解除されている場合
→13時登校（午後定期考査を実施）
- ・午前10時の段階でも町田市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪に関する警報が出ている場合
→原則、考査は翌日以降に延期

※ テレビ・ラジオ等のニュース、もしくはホームページを確認し判断してください。

（ただし、ホームページの更新は遅れる場合があるので注意）

※ 町田市以外の市区町村で警報が出ていても、町田市に警報が出ていなければ、原則的には自宅待機にはなりません。ただし、住居のある市区町村に警報が発令され、登校するのに危険や困難がある場合は、学校に連絡してください。

※ 生徒登校後に警報が発令された場合は、状況を見ながら校内待機か下校の判断をします。

学校生活のきまり

明るく健康で安全な学校生活を営むには、一定のルールが必要である。

また、学校は学習する場であるから、自己の成長の度合をおし測る尺度について、熟知しておくことも大切である。

さらには、学校は孤立した存在ではなく、地域社会の中ではぐくまれているのであるから、地域の人々に迷惑をかけるようなことがあってはならないこともまた当然である。

そして、18歳成人年齢に見合う立ち振る舞いを行い、進路活動を見据えた身だしなみを心掛けるべきである。

「学校生活のきまり」は、これらの最低基準を示したものである。生徒一人ひとりが十分その意義を理解した上で、心の通った高校づくりと、おのおのの高校生活の充実に努力してほしい。

なお、「学校生活のきまり」は、教育目標を達成するため、校長が保護者・生徒・同窓会・地域有識者・教職員等の代表者と協議をして毎年見直しを行い、校長が決定する。

災害時の退避について

- (1) 非常の場合には、日頃より非常口・火災報知器・消火器・消火栓の設置場所を確認しておくこと。
- (2) 通学経路の安全性や災害時における登下校時の避難方法について家庭で十分検討しておくこと。
- (3) 通学経路の近くにある一時集合場所・広域避難所・避難所を確認しておく。
- (4) 火災その他の災害事故が発生した場合、サイレン又は放送等で通報する。その場合、事態を的確に把握して、指示に従い整然かつ敏速な行動で避難経路を通して退避すること。
- (5) 生命の安全を第一に考え、荷物を持たず、前庭に集合、整列すること。
- (6) H・R委員はただちに点呼し、その時間を担任または教科担任に報告すること。

登下校のきまり

- (1) 登校時間は、年間を通じて午前8時とする。下校時間は、年間を通して午後5時とする。
※休業中は別に定める。
- (2) 土曜・日曜・祭日・その他の休日の登校は事前に申請すること。
- (3) 交通ルールを守り事故防止に心掛ける。またバス乗降の際などは一般乗客に迷惑になる行為を絶対にしないこと。
- (4) オートバイ、乗用車での通学・送迎は厳禁とする。
- (5) 自転車通学は、以下の事を厳守すること。
 - ①ヘルメットを着用すること。
 - ②自転車通学者は通学距離が1.5km以上の場合に、自転車通学願を提出し、所定のラベルを貼って利用する。
 - ③自転車には鍵をかけ、盗難を防止すること。
 - ④事故等に備えて、任意保険に加入すること。

* 万一、事故が発生した場合、直に、相手の確認・警察への連絡等の事故処理をした上、学校に連絡し、後に、事故報告書をHR担任に提出すること。

次の行為はしてはならない

暴力、いじめ、窃盗、飲酒、喫煙、オートバイ通学、制服でのオートバイ乗車、
以上、同席含むその他の学校秩序を乱す行為・公序良俗に反する行為

(不法行為を行った場合は、警察等関係機関へ一報する。そして、不正行為及び迷惑行為等については、厳しい特別の指導を行う)

所持品について

- (1) 生徒証明書は常に携帯すること。
- (2) 所持品には必ず記名し、学校生活に不必要なもの(多額の金額、ゲーム機器、火器、刃物等危険物など)は所持しないこと。
- (3) 紛失物・拾得物・盗難があった場合は、教職員へ遅滞なく申し出ること。
- (4) 使用可能な時間帯以外は、携帯電話等の電源を切り、カバン・ロッカー等で自己管理すること。

清掃について

- (1) 公共物を大切にし、よりよい学習の環境をつくるため、常に校舎内外の美化・衛生に、生徒一人ひとりが心がける。また、廃棄物は、持ち帰ることを原則とするが、やむなく学校で廃棄する場合には、ルールに照らし合わせて分別をすること。

学校施設・器具使用について

- (1) 学校の施設、校具を用いる時は、大切に取り扱い、破損又は紛失した場合は、すみやかに担当教職員に申し出ること。
- (2) 生徒個人用ロッカーは、鍵をかけ、盗難などのないよう自己管理する。
- (3) エアコン使用については、気温や湿度等を鑑みて、東京都ルールに照らし合わせて校長が判断する。

授業のきまり

授業規律を厳守し、よりよい学習の環境をつくるために、常に生徒一人ひとりが心がける。なお、詳細は、必ず「シラバス(授業規律)」で確認すること。

(1) 定期考査・評価・評定

①定期考査

定期考査は年3回実施する。

考査期間中は定期考査日の時程表による。

②評価

評価は定期考査の結果のみならず、各種テスト、実習・実験・実技、作品・レポート、出席状況、学習態度などに基づいて総合的に5段階の評定、観点別評価により評価する。

③評定

学年末における評定「1」は単位不認定(当該科目の単位修得が認められないこと)を意味する。

(2) 単位の認定

①履修

次の条件を満たしたとき、科目を履修したものとする。

ア 学校の年間授業計画にしたがって授業に出席して真面目に指導を受けること。

イ 欠席時数が授業時数（単位数×35）の4分の1を超えないこと。

授業遅刻は、授業開始後20分以内の入室を遅刻とし、20分を超えた後の入室は欠席扱いとする。

授業の中抜け及び早退については、教室から退出して20分以上の場合は欠席扱いとする。

遅刻・早退・中抜けの可数を合算し、3回で1回の欠席扱いとする。

ウ 忌引き・出席停止がある場合は授業時数からその合計時数を除外する。

(3) 進級・卒業の認定

①進級

次の条件を満たしたとき、進級を認定する。

ア 学校が定めた履修すべき科目（必履修・学校必履修・選択必履修）の履修が認められること。

イ 修得を認定されなかった単位数が

1年生の場合は6単位以内

2年生の場合は10単位以内

ウ 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超えないこと。

エ 特別活動において、十分に目標を達成したと認められること。

②卒業

ア 学校の定めた履修すべき科目のすべてについて、その履修が認められること。

イ 修得した単位数の合計が74単位以上であること。

ウ 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超えないこと。

エ 特別活動において、十分に目標を達成したと認められること。

③原級留置

進級または卒業できなかつたとき、原級に留置された生徒は、当該学年で履修すべきすべての教科・科目を再履修しなければならない。

欠席・忌引・遅刻・早退・欠課・出席停止について

(1) 欠席・忌引 事前に学校へ連絡し、忌引の場合は後で届を提出すること。

長期欠席の場合は診断書等を提出すること。

忌引き日数は下記に定める。また、入学・就職試験・部活動の公式戦等に参加する場合には、事前にHR担任に連絡すること。

(2) 学校において予防すべき感染症による出席停止は以下のとおりとする。

学校保健安全法による別表の病気にかかった場合は、出席停止となる。直に学校に連絡し、指示に従うこと。

登校後初日に学校所定の届を提出する。(P. 20 参照)

忌引日数

1 親等 (父母)	7 日以内
2 親等 (祖父母、兄弟姉妹)	3 日以内
3 親等 (伯叔父母、おい、めい、曾祖父母)	1 日
4 親等 (いとこ)	1 日

※遠隔地の場合は、実際に要する往復日数を加算することができる。

生活のきまり

昼食は、各自持参するか校内設置自動販売機を利用する。

*登校前にコンビニ等で購入してきても構わない。登校後は下校時まで外出を禁止する。

身だしなみについて

常に清潔に保ち、いつでも、進学希望先や就職希望先と面接できるように身だしなみを整えること。

頭髪は染色、脱色、パーマ、エクステ等の加工はしてはならない。

化粧、カラーコンタクト、つけまつ毛、ネイル全般、ピアス（透明ピアスを含む）、ネックレス、ブレスレット等その他の装身具は禁止とする。

服装のきまり

(1) 服装は、登下校時を含め、正しく制服を着用し、いつでも進学希望先や就職希望先へ面接に行けるように制服を着用すること。そして、式典や校外での学習活動、進路活動等の際には必ず正装とすること。

(2) 制服は次のとおりとする。

〈服装〉

ブレザー 本校指定のもの

ズボン 本校指定のもの

スカート 本校指定のもの

ワイシャツ 白無地ワイシャツ（半袖可）

ポロシャツ（本校指定のもの・希望購入）

ベスト（本校指定のもの・希望購入）

ネクタイ 本校指定のもの（正装時はこちらを着用する）

リボン 本校指定のもの（正装時はこちらを着用する）

※オプション品のネクタイ・リボンについて（本校が指定しているオプション品以外は着用禁止）

ネクタイ 通常時の着用（正装時は着用できない）

リボン 通常時の着用（正装時は着用できない）

(3) 登下校には、制服を着用すること。なお、部活着での登下校は禁止とする。

（ただし、事前に部や委員会が申請している場合のみ、朝の活動での体育着、部活着登校を可能とする。

このことについては、1学期間(4/1～7/17)を試行期間とする。）

・朝練、活動がない日以外の体育着、部活着登校は禁止

(4) スカート・ズボン

スカート・ズボンには手を加えない

個人の判断で丈を詰める等の加工をした際は、再購入となる場合がある。

(5) 靴下

正装時は、白色・黒色・紺色・ベージュ色・グレー色とする（ワンポイント可）。

タイツは無地とする（黒・紺・グレー系統）

(6) 靴

通学には、ローファー又は運動靴を使用する。

※禁止のもの

ブーツ、パンプス、サンダル等（クロックスを含む）。制服着用時及び登下校にふさわしくない履物。

(7) コート・ジャンパー等

制服着用時にふさわしく、進学希望先や就職希望先へ面接に行けるような色、素材、デザインのものとする（黒色・紺色・茶色・白色・ベージュ色・グレー色系統）。なお、着用は、原則、登下校のみとする。

(8) ベスト・セーター・カーディガン

進学希望先や就職希望先へ面接に行けるような色、素材、デザインのものとする（ブレザー着用時に著しくはみ出さない。ワンポイントのみ可とする。黒色・紺色・茶色・白色・ベージュ色・グレー色系統）。

※セーターやカーディガンのみで登下校することは禁止する。そして、正装時はブレザーを着用すること。パーカーの着用は禁止とする。

(9) 防寒対策

防寒対策は、インナーを工夫すること。

パーカーの着用は禁止とする。

(10) 膝掛け、ジャージ

校内では、教科の許可を得て、膝掛けを使用することができる（シラバス参照）。

スカート下にジャージを校舎内で履くことは禁止とする。

学校指定用品取扱店一覧表

	取扱店名	連絡先	備考
教科書 副教材	久美堂外商センター	042-722-3317	
制服 ネクタイ リボン等	ムサシノ学生服 町田店 スクール用品ナカムラ 淵野辺本店 ミーナ町田店	042-725-4776 042-756-3344 042-723-7332	令和4年度入学者のみ
上履き 体育着 グラウンド シューズ 体育館履き	高橋運動具店	042-362-3711	購入時は、本校・体育科を通して注文すること。

進路活動について

高校入学後の進路活動については、進路指導部より配布される「進路の手引き」を参照すること。特に大学や専門学校の指定校推薦などを考えている場合は、学力（評定）以外にも、欠席・遅刻・早退数が基準に合致することや、学校行事、委員会活動、ボランティア活動などに率先して参加し、積極的に活動することが求められます。詳細は、必ず「進路の手引き」で確認すること。

部活動のきまり

練習時間

平日：2時間まで 休日・祝日：3時間まで

活動日は週5日までとし、平日1日と休日・祝日1日は、活動しないこと。

活動前日までに、所定の手続きをすること。

合宿は、4泊5日以内とし年1回までとすること。

部長会

- (1) 本会は各部活動代表生徒3名を会員として構成する。
- (2) 各部活動代表生徒3名で構成される会員から、代表・副代表・書記・会計を選出する。
- (3) 各部活動は定例会に参加し、予算案の作成・活動規則の決定・及び活動報告等を行う。
- (4) 各部活動は、顧問及び教員の指導の下、部長会の決定した活動規則を遵守し、活動を行うこと。

部室利用のきまり

- (1) 部室は部の全体活動に必要な用具物品等の格納庫として使用するところであり、私物を置いたり、更衣、ミーティング等での使用はしないこと。
- (2) 部室の入口には部名及び責任者の氏名を明示しておくこと。
- (3) 部室の使用時間は朝のSHR前と、放課後より下校時までとすること。
- (4) 部室の鍵は所定の場所で保管し、使用後はただちに返却すること。

保健室について

保健室は生徒のみなさんの学校生活を心身両面から支援するところです。病気やけがの応急処置だけでなく、健康に関する相談にも対応しています。

- (1) 校内でおきた病気やけがに対して応急処置を受けることができます。翌日以降の継続した処置はできません。
- (2) 原則として内服薬の投与はしません。体調に応じて1時間程度休養することができます。
- (3) 心身の悩みに関する相談を受けることができます。

*諸注意

- (1) 保健室利用のため授業に遅れそうな場合は、教科担当の先生にそのことを伝えてから来室してください。保健室で休養した場合でも授業に出ていなければ欠席になります。
- (2) 保健室が閉まっている場合は職員室に行き先生の指示に従ってください。

独立行政法人 日本スポーツ振興センターへの加入

学校管理下で起きた負傷で医療機関による治療を受けた場合に日本スポーツ振興センターに加入していると災害給付金が給付されます。ただし、総医療費が5000円以上（保険診療での窓口支払いが1500円以上）の場合が対象です。申請から給付までは約3ヶ月かかります。手続きは保健室で行っています。所定の書類がありますので申請する場合は保健室に来てください。

※高校生等医療助成制度について

東京都では令和5年度から「高校生等医療助成制度事業」が始まりました。学校内のけがなどで日本スポーツ振興センターの給付が受けられる場合は、高校生等医療助成の対象になりません。

出席停止となる感染症一覧

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロ ナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウ イルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は 現時点で H5N1 及び H7N9。	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児 にあっては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第三種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染 性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染 症、 感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を 要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)

経営企画室のきまり

(1) 窓口取扱時間（土、日、祝日、年末年始、学校閉庁日は取り扱っていません）

月～金 午前9時00分～午後4時30分

(2) 各種証明書の交付について

各証明書によって申込方法及び交付方法が違いますので、下記の表により交付を受けて下さい。

種 別	申込方法	交付日	受取り方法
在学証明書	証明書発行申請書に記入し窓口へ提出してください	申込日の翌日午後以降の交付となります	窓口で、生徒証を提示し、本人が直接受け取ってください
学校学生生徒旅客運賃割引証	学生割引証交付願に記入し窓口へ提出してください		
成績証明書 調査書	証明書発行申請書に記入し【担任】へ提出してください	概ね1週間かかります	担任から直接受け取ってください

※学生割引証の有効期間は発行日から3ヶ月です。ただし、第3学年の生徒に対し1月以降に発行する学生割引証の有効期間は高等学校在学中の扱いとなる3月31日までです。事前に余裕を持って申し込んでください。

※在学中（第3学年の3月31日まで）証明書の各種証明書発行については、手数料は不要です。

※第3学年の3月31日の翌日（4月1日）以降は、証明書1通につき400円の手数料を負担していただきます。おつりの用意がありませんので、申請の際に必要な枚数分の現金をご用意ください。

(3) 住所変更届等について

生徒・保護者等の氏名、住所及び通学方法に変更があった場合、又は保護者等を変更する場合は、それぞれ経営企画室窓口へ申し出て、所定の届け出用紙を受領し、生徒証明書に必要書類を添付して担任に提出し、確認印を押印してもらった後、経営企画室に提出してください。

※なお、東京都立高等学校全日制課程の入学の応募資格条件に【都内に住所を有し、入学後も引続き都内から通学することが確実な者】とあるため、他の都道府県に転居した場合は、原則として他の都道府県の高校へ転学することになります。特に町田市は神奈川県と隣接しているため、そのような事例が多く発生していますので、転居の際はご注意ください。

(4) 転学願等について

転学、退学、休学、復学などについても所定の用紙がありますので、必要な場合は、保護者がお早めに担任に相談し、手続きを進めてください。

諸届願一覧

		事 項	様 式	入 手 先	提 出 先	備 考	
届 出 を 必 要 と す る も の	教 務 関 係	氏 名 現住所 保護者 } の変更	所定用紙	H・R担任 経営企画室	H・R担任 経営企画室		
		欠席・忌引 遅刻・早退 欠課・見学	電子申請	Classi	Classi	忌引は保護者からの電話連絡も必要	
		転・退・休・復学	所定用紙	H・R担任	H・R担任		
		部活動等による授業不参加	所定用紙	職員室	H・R担任		
	生 活 指 導 関 係						
		自転車通学届 ラベル再発行願		職員室（生指部）	職員室（生指部）		
		異装届	所定用紙	職員室（生指部）	職員室（生指部）		
		部活動入部・退部届	所定用紙	職員室（部顧問）	部活動顧問		
		「土日・祝日部活動届」	所定用紙	職員室	副校長	部活動届に記入（職員室）	
		外出	所定用紙	職員室	H・R担任		
	保 健 関 係	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	所定用紙	保健室	保健室		
		出席停止	所定用紙	H・R担任	H・R担任		
	そ の 他	各種証明書交付	所定用紙	経営企画室	H・R担任		
		学割証交付	所定用紙	経営企画室	H・R担任 経営企画室		

東京都立山崎高等学校生徒会会則

序文

我々、東京都立山崎高等学校生徒は、生徒ひとりひとりが自らの考えに基づいて正しく行動し、生徒相互の信頼と協力を深め、有意義な高校生活を送るために東京都立山崎高等学校生徒会を結成し、ここにこの生徒会会則を制定する。

第1章 総則

第1条 本会は東京都立山崎高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本部を東京都立山崎高等学校内に置く。

第3条 本会は本校全生徒を会員とし構成する。

第4条 本会は本校の職員を顧問とする。

第5条 本会は会員総意に基づく自治活動を推進し、会員相互の親睦をはかり高校生活の意義を高めることを目的とする。

第6条 本会の会員は次の権利及び義務を有する。

1. すべての活動によって生ずる権利を平等に受ける権利。
2. すべての選挙の選挙権。
3. 各種の会議委員会を尊重し、その決定事項に従う義務。
4. 会費を納める義務。

第2章 生徒総会

第7条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

第8条 定例生徒総会は年2回とし会長がこれを招集する。

第9条 臨時生徒総会は中央委員会又は執行委員会が必要と認めた時又は全会員の5分の1以上の署名による請求が執行委員会に提出された時に会長がこれを招集する。

第10条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立し、予算決算及び一般事項は出席会員の過半数、又会則改正は出席会員の3分の2以上の賛成、承認をもってこれを可決とする。

第11条 生徒総会の議案は原則として開会10日前までに中央委員会で審議し、会長は7日前に全会員に公示する。

第12条 議事進行は議長団が行い、議長は生徒総会において最高権限をもつ。

第13条 生徒総会は次の事項を行う。

1. 予算の決定及び承認。
2. 会則の改正及び制定。
3. リコール審査。
4. その他一般事項の議決。

第3章 中央委員会

第14条 中央委員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。

第15条 中央委員会は各H・Rより選出された男女各1名ずつ最大4名の委員で構成する、議長団3名、執行委員7名、各専門委員会委員長、部長会（文化部・運動部各1名）の代表2名で構成する。又中央委員会で3分の1以上の要求が出た場合、中央委員長は特別委員会及び臨時委員会の代表を出席させなければならない。

第16条 中央委員会は委員より委員長1名、副委員長1名、書記2名を互選により選出する。

第17条 中央委員の任期は4月から1年とする。

第18条 定例中央委員会は月に2回とし、委員長がこれを収集する。

第19条 臨時中央委員会は次の時に委員長が収集する。

1. 中央委員の3分の1以上の要求が出た場合。
2. 委員長が必要と認めた場合。
3. 執行委員会の要求があった場合。

第20条 中央委員会は全委員の3分の2以上の出席で成立し、一般事項は出席委員の過半数、会則改正は出席委員の3分の2以上の賛成、承認をもってこれを可決とする。

第21条 中央委員会は次の事項を任務とする。

1. 執行委員会からの提案事項の審議、議決。
2. 中央委員からの提案事項の審議、議決。
3. 生徒総会に提出する議案の審議。
4. 予算案の承認。
5. 各委員会の協力、援助。
6. 各種臨時委員会の設置。
7. その他の一般事項の審議、議決。

第4章 執行委員会

第22条 執行委員会は本会執行活動の最高機関である。

第23条 執行委員会は会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名で構成しこれらは全会員の選挙によって選出する。

第24条 執行委員の任期は7月から1年とする。

第25条 執行委員は原則として他の委員会・部の代表との兼任は認めない。

第26条 執行委員会は次の事項を任務とする。

1. 生徒総会及び中央委員会での議決事項の執行。
2. 事業計画案の作成。
3. 予算案の作成及び決算の報告。
4. 中央委員会への本会推進に必要な議案の提出及び審議要求。
5. その他必要事項の審議決定及び執行。

第27条 執行委員会は必要に応じて中央委員会及び各委員会開催を要求することができる。

第5章 議長団

第28条 議長団は議長1名、副議長1名、書記1名で構成し、これらは全員の選挙によって選出する。

第29条 1. 議長団の任期は7月から1年とする。

2. 議長団は原則として他の委員会・部の代表との兼任は認めない。

第30条 議長団は次の事項を任務とする。

1. 生徒総会の議事進行。
2. 中央委員会の議事進行。
3. 予算委員会の議事運営。

第6章 専門委員会

第31条 専門委員会は各H・Rより選出された男女各1名ずつ最大6名の委員で構成する。ただし、環境委員、広報・図書委員、管理委員、学校安全委員については、男女問わず最大6名の委員で構成できるものとする。

第32条 各専門委員会は委員より委員長1名、副委員長1名、書記2名、会計2名を互選により選出する。ただし、各委員会で不必要と認めた役職は選出しなくてよい。

第33条 各専門委員会の定例委員会は月2回とし委員長がこれを招集する。

第34条 各専門委員会は執行委員会の要求,その他必要に応じて臨時に委員会を開催しなければならない。

第35条 各専門委員の任期は4月から1年間とする。

第36条 各専門委員会の代表は中央委員会に出席し、活動報告をする。

HR代表・ユネスコ委員会

第37条 HR代表・ユネスコ委員会はH・Rとユネスコに関する一般事項にあたることを任務とする。

第38条 HR代表・ユネスコ委員会は人権・ジェンダー・いじめ防止対策に関する一般事項にあたることを任務とする。

第39条 厚生委員会は校舎内外の環境美化を推進することを任務とする。

環境委員会

第40条 環境委員会は校舎内の美化（衛生を含む）を推進することと任務とする。

第41条 環境委員会は校内の環境やエネルギー利用の改善を任務とする。

第42条 環境委員会は保健に関する一般事項にあたることを任務とする。

広報・図書委員会

第43条 広報・図書委員会は図書関係一般にあたることを任務とする。

第44条 広報・図書委員会は学校広報に関することを任務とする。

学校安全委員会

第45条 学校安全委員会は災害や危機管理に関する一般事項にあたることを任務とする。

第46条 学校安全委員会は防犯に関することを任務とする。

文化委員会

第47条 文化委員会は文化イベント・行事に関する事項にあたることを任務とする。

第48条 文化委員会は文化祭に関する一般事項にあたることを任務とする。

体育委員会

第49条 体育委員会は体育に関する事項にあたることを任務とする。

第50条 体育祭実行委員会は体育祭に関する一般事項にあたることを任務とする。

第7章 特別委員会

管理委員会

第51条 管理委員会は各H・Rより選出された男女を問わず最大4名の委員で構成できるものとする。

第52条 管理委員会は委員より委員長1名、副委員長1名、書記2名を互選により選出する。

第53条 管理委員の任期は4月から1年とする。

第54条 選挙管理委員は他の委員及び議長団との兼任は認めない。さらに被選挙権は持たない。

第55条 管理委員会は選挙に関する次の事項を任務とする。

1. 選挙日程の計画及び公示。
2. 立候補者の募集、受付及び選挙広報作成、配布。
3. 立会演説会の開催。
4. 候補者の選挙運動の管理。
5. 投票用紙の準備、投票の監督。
6. 開票及び開票結果の公示。
7. その他選挙に関する事項の執行。

第56条 管理委員会は校内生活の風紀に関する事項にあたることを任務とする。

監査委員会

第57条 監査委員会は、生徒総会及び中央委員会を除く他のいかなる干渉も受けない。

第58条 遂行にあたっては、実情をよく調査し、慎重に行うことを方針とする。

第59条 監査委員会は3名で構成し、これらは全会員の選挙によって選出する。

監査委員会は委員より委員長1名、副委員長1名、書記1名を互選する。

第60条 監査委員会の任期は7月から1年とする。

第61条 監査委員は他の委員と部、同好会の代表及び会計との兼任はできない。

第62条 監査委員会は次の事項を任務とし、監査結果を定例総会で報告する。

1. 本会すべての会計監査。
2. 各委員会・各部、同好会の活動状況についての監査。
3. 生徒会予算で購入した物品の管理状況についての監査。
4. 選挙の監査

ただし上記以外の事項についても生徒総会、中央委員会で要求が提出された時、又は全会員の3分の1以上の署名による要求が提出された時は要求された事項について監査を行い、中央委員会及び生徒総会で報告する。

第63条 監査委員会は生徒会活動が会則にもとづいて公正に行われることを目的とし次の事項を任務とする。

1. 本会に属するすべての物品と会計の監査を行い4月上旬までに中央委員会に報告する。
2. 決算の監査を行い、生徒総会において報告する。
3. その他本会会則の運営に関する種々の勧告を行う。

第64条 監査事項

1. 収入、支出の確認
2. 物品管理の状態
3. 部活動の状況
4. 同好会活動の状況
5. 選挙監査

第65条 監査委員は必要に応じて、各委員会及び部、同好会の代表を招集することができる。

予算委員会

第66条 予算委員会は執行委員、議長団及び各専門委員会、各特別委員会、各部の代表各1名で構成する。

なお、監査委員は出席を認められる。

第67条 予算委員会は執行委員会から提出された予算案を審議し、全委員の過半数の賛成、承認をもってこれを予算案とし中央委員会へ提出する。

第8章 臨時委員会

第68条 生徒会行事の際に中央委員会が設ける委員会はそのつど定める。

第9章 部・同好会

第69条 部は次の条件を全て満たした場合成立する。

1. 部員が10名以上いること。
2. 顧問がつくこと。
3. 年間を通じて活動できること。
4. 同好会として6ヶ月間以上活動し、中央委員会、生徒総会及び職員会議で承認されたもの。

第70条 部は部長1名、副部長1名、会計1名を互選により選出する。

第71条 部は生徒会予算の配分を受け活動することができる。

第72条 部は年2回監査委員会に活動計画書及び活動報告書を提出する。

第73条 部は次の条件に該当する場合、監査委員に指摘により中央委員会の賛成、承認をもって、同好会へ降格する場合がある。

1. 本会会則第67条の条件が1つでも欠けた場合。
2. 数年間活動が見られず、監査委員会が活動不十分と認めた場合。

第74条 部員の入退転部は保護者の同意を得、一定の手続きを必要とする。

同好会

第75条 同好会は次の条件を全て満たした場合成立する。

1. 同好会員が活動可能な人数であること。
2. 顧問がつくこと。
3. 中央委員会及び職員会議で承認されたもの。

第76条 本校校有施設を使用する同好会は部と調整し、使用可能な時活動できる。

第77条 同好会は生徒会予算の配分を受けることができない。

第78条 同好会は本会会則第73条の条件を満たした場合、部へ昇格できる。

第79条 同好会の校外の活動、対外活動及び合宿は認めない。ただし、その団体に於いてのその活動が必要不可欠だと執行・監査両委員会が認めた場合のみ校外活動を認める。

第80条 同好会は次の条件に該当する場合、監査委員の指摘により、中央委員会の賛成、承認をもって廃止する場合がある。

1. 本会会則第73条の条件が1つでも欠けた場合。
2. 数年間活動が見られず、監査委員が活動不十分であると認めた場合。

第81条 部及び同好会は、定期考査1週間前から考査終了まで活動を休止する。

第10章 会則改正

第82条 会則改正は次の場合下記の手順で行う。

1. 全会員の5分の1以上の署名による提唱が、中央委員会に提出された場合。
2. 中央委員、執行委員が会則改正を必要と認め、それを発議した場合。

以上の場合、中央委員会で審議し全委員の3分の2以上の賛成でこれを発議し、その承認は全会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第83条 生徒総会で会則改正について承認を得た場合、直ちに会長はそれを公布する。その施行は公布された日からとする。ただし、特に施行の日時について、定められた条文があれば、それに従う。

第11章 会 計

会費

第84条 会費は年額4200円とする。なお、年度途中で転入(転・退学)した者については、月額350円とし、在籍した日の属する月から(まで)を支払うものとする。

会計年度

第85条 会計年度は4月1日から3月31日の1年間とする。

第12章 補 則

第86条 本会則は、本校生徒会の最高規約であり、本会則に違反している規約、決定事項及び規則は全て無効とする。

第87条 本会則は2002年4月1日より施行する。生徒会選挙の日程に変更があった場合、執行委員・議長団・監査委員の任期は、変更を行った年度の次の年度の生徒会選挙が行われる月までとする。

第13章 制定・改正年譜

1. 1983(昭和58)年12月24日制定・施行
2. 1998(平成10)年10月28日改正
3. 2002(平成14)年3月20日改正
4. 2004(平成16)年1月21日改正
5. 2011(平成23)年5月2日改正
6. 2024(令和6)年4月1日改正